

ゆめはな開花プロジェクト推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゆめはな開花プロジェクト推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、山口ゆめ花博で得られた様々な成果を踏まえた、市町の創意工夫による取組を支援することにより、地域の新たな活力の創出につなげることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「地域団体等」とは、特定非営利活動法人、2以上の個人又は法人で構成される法人格のない協議会等の任意団体をいう。
- (2) 「事業計画」とは、市町が定める、山口ゆめ花博の成果を活かした、地域づくりや地域活性化、地域課題の解決を進める事業に関する計画であり、別記第1号様式に記載された内容をいう。

(補助の対象及び補助率)

第4条 県は、市町が単独又は共同で行う山口ゆめ花博の成果を踏まえた、地域づくりや地域活性化、地域課題の解決を進める別表の補助要件を満たす事業に要する経費につき、市町に対して補助する。

- 2 前項に規定する補助の対象となる事業に要する経費に対する補助率及び補助額は別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

- 2 市町が共同で行う事業については、代表者を定め、共同により1つの申請書を提出することができる。その場合、代表者は共同で事業を行う他市町の同意書（別記第3号様式）を取りまとめの上、申請書に添付することとする。
- 3 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定めるものとする。
- 4 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金のうち、消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

(事業計画の変更等に係る承認の申請)

第6条 規則第5条の規定による通知を受けた補助事業者は、計画書の内容に変更を加えようとするときは、あらかじめ、事業計画変更承認申請書(別記第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、事業中止(廃止)承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、事業計画期間における各年度ごとに、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)は、補助事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月20日のいずれか早い期日までに、実績報告書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

2 第5条第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書(別記第7号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、知事が必要があると認める場合には、概算払いにより交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、精算(概算)払請求書(別記第8号様式)を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の規定による精算(概算)払請求書を受理したときには、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4、第6条関係）

項 目	内 容
補助事業者	市町
事業実施期間	令和元年度から令和4年度までの間
補助要件	<p>1 交付要綱第4条第1項に規定する事業であって、次の各号をすべて満たす事業であるものとする。</p> <p>(1) 山口ゆめ花博の成果を踏まえた事業であること。</p> <p>(2) 新たな視点を取り入れた事業であること。</p> <p>(3) 補助対象事業が終了した後も成果等の継承が見込まれる事業であること。</p> <p>2 前項第1号については、山口ゆめ花博の成果継承に関する次の各号の着眼点を1つ以上取り入れていることとする。</p> <p>(1) 花と緑を活かした地域づくり・まちづくりの推進</p> <p>(2) 県民活動の活発化と人材育成</p> <p>(3) 公園等の地域資源の新たな利活用</p> <p>(4) 第1号から第3号以外の山口ゆめ花博の成果</p>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者が事業計画に基づき実施する事業に要する次の経費及び事業を実施する地域団体等に対して交付する負担金又は補助金 報酬 報償費 旅費 需用費 役員費 委託料 使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費 備品購入費（単価50万円未満の備品に限る。） ・総事業費に占めるハード事業経費（施設整備等事業）の割合は2分の1未満とする。
補助率	<p>2分の1</p> <p>ただし、補助事業者が地域団体等（市町をまたがる広域的な取組を行う実行委員会を除く。）へ支出する負担金又は補助金に対する補助率は3分の1とする。</p>
補助限度額	<p>1 市町あたり8,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数市町による広域的な取組については、連携市町の共同による交付申請を可能とし、その場合の補助限度額は事業計画の内容等により決定する。 ・事業計画が複数年度にわたる場合、各年度ごとに交付申請及び交付決定する。
軽微な変更	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的の達成に支障がない程度の本表に掲げる経費の配分の変更 ・補助金の10%未満の減額

